令和２年第２回

市 議 会 定 例 会 資 料

目　　次

議案第５６号関係	--	１
議案第５７号関係	--	４
議案第５８号関係	--	５
議案第５９号関係	--	８
議案第６０号関係	--	２３
議案第６１号関係	--	２８
議案第６２号関係	--	２９
議案第６３号関係	--	３０
議案第６４号関係	--	３１
報告第　６　号関係	--	３２

議案第５６号

令和２年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度　補正第7号)
（ 歳 出 ）

(単位：千円)

項番	（款　項　目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 公務災害補償関係経費 (職員課)	4,475					4,475
			茅ヶ崎市職員の公務災害等見舞金等に関する条例に基づく見舞金を支給するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費 地域活動推進経費 (市民自治推進課)	△ 1,208					△ 1,208
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、第３６回春の市民まつりが中止となったことに伴い、委託料を減額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 ホノルル市交流事業費 (秘書広報課)	△ 850					△ 850
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、茅ヶ崎アロハマーケット２０２０が中止となったことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)	1,931					1,931
			国民健康保険事業特別会計における第三者行為損害賠償請求事務手数料の増額に伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
5	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 母子生活支援施設事業費 (こども育成相談課)	14,361	7,181	3,591			3,589
			母子生活支援施設への措置費の増に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
6	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費 生活保護総務管理経費 (生活支援課)	990	495				495
			生活保護受給者を対象にした住まいの区分の新設に伴う生活保護システムの改修のため、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
7	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (地域保健課)	38,433	7,608				30,825
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、PCR検査の集合検査場である「茅ヶ崎医師会地域外来・検査センター」を運営するため、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				

令和２年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和2年度　補正第7号）
（　歳　出　）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	説明
8	（款）商工費（項）商工費 （目）商工振興費 商工振興イベント支援事業費 （産業振興課）	△ 1,620					△ 1,620	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、ちがさき産業フェア２０２０が中止となったことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）
9	（款）商工費（項）商工費 （目）商工振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 （産業振興課）	230,000	186,543				43,457	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、神奈川県の休業要請等を受け、休業又は営業時間を短縮し、県協力金（第２弾）を受領した市内事業者に対して協力金を交付するため、報償費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）
10	（款）商工費（項）商工費 （目）観光費 花火大会行事補助 （産業振興課）	△ 9,032				△ 1,300	△ 7,732	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、第４６回サザンビーチちがさき花火大会が中止となったことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）
11	（款）商工費（項）商工費 （目）観光費 浜降祭行事補助 （産業振興課）	△ 2,337					△ 2,337	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、浜降祭が中止となったことに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）
12	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）橋りょう新設改良費 浜園橋橋りょう整備事業費 （道路建設課） （継続費・債務負担行為）	△ 74,212	△ 5,255		△ 17,900	△ 49,318	△ 1,739	新型コロナウイルス感染拡大に伴う工期変更等により、委託料、工事請負費を減額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）
13	（款）教育費（項）小学校費 （目）教育振興費 情報機器配備運営経費 （学校教育指導課）	388,174	258,782				129,392	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う「ＧＩＧＡスクール構想」の前倒しを受け、各小学校の１学年から４学年の児童に１人１台端末を導入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）
14	（款）教育費（項）中学校費 （目）教育振興費 情報機器配備運営経費 （学校教育指導課）	178,926	119,283				59,643	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う「ＧＩＧＡスクール構想」の前倒しを受け、各中学校の２学年及び３学年の生徒に１人１台端末を導入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）

令和２年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度　補正第7号)
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款 項 目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 教育費 (項) 学校給食費 (目) 学校給食管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学務課)	1,427				1,070	357
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として小学校を臨時休業としたことによる学校給食の休止に伴い、既に発注済みの食材等のキャンセル料相当額を各小学校の私会計に補助するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				
16	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費 宇宙記念日関連事業費 (青少年課)	△ 500					△ 500
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、第１５回ちがさき宇宙記念日が中止となったことに伴い、報償費、委託料、使用料及び賃借料を減額するもの。 *決定過程　理事者調整(令和2年5月12日)				

議案第５７号

令和２年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計（令和2年度　補正第3号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

<table>
<tr><th>項番</th><th>（款項目）
事業名
（主管課）</th><th>補正額</th><th colspan="5">説明</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="2">(款) 総務費 (項) 総務管理費
(目) 一般管理費</td><td rowspan="3">1,931</td><td>国庫支出金</td><td>県支出金</td><td>地方債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>1,931</td><td></td></tr>
<tr><td>一般管理経費
（保険年金課）</td><td colspan="5">国民健康保険団体連合会に支払う第三者行為損害賠償請求事務手数料の増額に伴い、手数料を増額するもの。
*決定過程　理事者調整（令和2年5月12日）</td></tr>
</table>

議案第５８号

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画と生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とは密接に関連があることから、一体の計画として策定し、及び推進するため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項

３　条例の概要

(1) 茅ヶ崎市みどり審議会の設置目的に生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することを加えることとした。（別表関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略
	茅ヶ崎市みどり審議会	都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条第１項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画及び生物多様性基本法（平成２０年法律第５８号）第１３条第１項の規定に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	１０人以内
	略	略	略
略	略	略	略

改正前

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略
	茅ヶ崎市みどり審議会	都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条第１項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	１０人以内
	略	略	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第百三十八条の四　普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○生物多様性基本法

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条　都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　生物多様性地域戦略の対象とする区域

二　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四　前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

４　前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

議案第５９号

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯に属する納付義務者等に係る保険料を減免することができることとするとともに、東日本大震災により被害を受けた者の属する世帯の納付義務者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

２　根拠法規

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７７条

３　条例の概要

(1) 平成２３年３月１１日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和２年度分の保険料を減免することができることとした。（附則第６条関係）

(2) 新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯の納付義務者に対し、令和元年度分及び令和２年度分の保険料のうち令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限が到来するものを減免することができることとした。（附則第７条関係）

(3) 規定を整備することとした。（附則第２条、附則第３条関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第２条　給与等（所得税法第２８条第１項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 ２　略 ３　略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） 第３条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 （東日本大震災に伴う保険料の減免の特例） 第６条　市長は、第４５条第１項の規定にかかわらず、平成２３年３月１１日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和２年度分の保険料を減免することができる。 (1) 略 (2) 略 ２　前項の場合における第４５条第２項から第４項までの規定の適用については、同条第２項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第６条第１項」と、同条第３項及び第４項中「第１項」	附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第２条　給与等（所得税法第２８条第１項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条において同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 ２　略 ３　略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） 第３条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 （東日本大震災に伴う保険料の減免の特例） 第６条　市長は、第４５条第１項の規定にかかわらず、平成２３年３月１１日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和元年度分の保険料を減免することができる。 (1) 略 (2) 略

とあるのは、「第１項及び附則第６条第１項」とする。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

第７条　市長は、第４５条第１項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該世帯の納付義務者に対し、令和元年度分及び令和２年度分の保険料（令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間にその納期限（法第７６条の３第１項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、法第７６条の４において準用する介護保険法第１３５条第６項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が到来するもの（被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第９条第１項に規定する届出がなかったため令和２年２月１日以後にその納期限が到来する保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から１４日以内にあったならば同日前に納期限が到来すべきものを除く。）に限る。）を減免することができる。

(1)　新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

(2)　新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税法第２６条第１項に規定する不動産所得に係る収入（以下この号において「不動産収入」という。）、同法第２７条第１項に規定する事業所得に係る収入（以下この号において「事業収入」という。）、同法第２８条第１項に規定する給与等の収入（以下この号において「給与収入」という。）又は同法第３２条第１項に規定する山林所得に係る収入（以下この号において「山林収入」という。）（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる場合であって、次のアからエまでのいずれにも該当するとき。

ア　事業収入等のうち減少が見込まれるもの（減少が見込まれるものが複数あるときは、そのいずれか）について、その見込まれる減少額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。ウ及びエにおいて同じ。）が令和元年における当該収入の額の１０分の３以上の額であること。

イ　令和元年の地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに第１６条第１項に規定する他の所得

と区分して計算される所得の金額（同法第３１４条の２第１項各号及び第２項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）の合計額が１０，０００，０００円以下であること。 ウ　令和元年の所得（事業収入等のうちその見込まれる減少額が同年における当該収入の額の１０分の３以上の額であるものに係る所得を除く。）の金額の合計額が４，０００，０００円以下であること。 エ　主たる生計維持者が特例対象被保険者等である場合にあっては、給与収入について見込まれる減少額が令和元年における給与収入の額の１０分の３以上の額であり、かつ、不動産収入、事業収入又は山林収入のいずれかについて見込まれる減少額が同年における当該収入の額の１０分の３以上の額であること。 ２　前条第２項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「附則第６条第１項」とあるのは、「附則第７条第１項」と読み替えるものとする。	

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

（届出等）

第九条　世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2　世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3　市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

4　市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

5　前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

6　前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。）、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。

7　市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

8　世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

9　世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

１０　市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の

被保険者証について六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

１１　市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

１２　第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

１３　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

１４　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。

１５　前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険料の徴収の方法）

第七十六条の三　市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

２　前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

（介護保険法の準用）

第七十六条の四　介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保険料の減免等）

第七十七条　市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

○地方税法

（所得控除）

第三百十四条の二　市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一　前年中に災害又は盗難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第三百十三条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額
イ　損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）　当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
ロ　損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合　損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額
ハ　損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合　五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額
二　前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払つた医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者　その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）
三　前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料（租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。）をいう。）を支払つた、又は給与から控除される所得割の納税義務者　その支払つた、又は給与から控除される金額
四　前年中に次に掲げる掛金を支払つた所得割の納税義務者　その支払つた金額の合計額
イ　小規模企業共済法第二条第二項に規定する共済契約（政令で定めるものを除く。）に基づく掛金
ロ　確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金
ハ　条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金
五　前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払つた所得割の納税義務者　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）
イ　新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第八項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1)　新生命保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(i)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（前年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii) 前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2) 旧生命保険料を支払つた場合（(3) に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額（前年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2) 及び(3) (ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii) 前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i) 新生命保険料　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額の(1) (i) から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1) (i) から(iv)までに定める金額

(ii) 旧生命保険料　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額の(2) (i) から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2) (i) から(iv)までに定める金額

ロ　介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由（第八項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額（前年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(2) 前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(3) 前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(4) 前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

ハ　新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハ

において「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 新個人年金保険料を支払つた場合（(3) に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額（前年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1) 及び(3) (i) において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2) 旧個人年金保険料を支払つた場合（(3) に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額（前年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2) 及び(3) (ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii) 前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i) 新個人年金保険料　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額の(1) (i) から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1) (i) から(iv)までに定める金額

(ii) 旧個人年金保険料　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額の(2) (i) から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2) (i) から(iv)までに定める金額

五の二　削除

五の三　前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因

とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払つた所得割の納税義務者　前年中に支払つた地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

六　障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者　各障害者につき二十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第四項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には、三十万円）

七　削除

八　寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者　二十六万円

九　勤労学生である所得割の納税義務者　二十六万円

十　控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合　三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三百十四条の六第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）

ロ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）

ハ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）

十の二　自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合　当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が九十万円以下である配偶者　三十三万円

(2)　前年の合計所得金額が九十万円を超え百二十万円以下である配偶者　三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万一円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3)　前年の合計所得金額が百二十万円を超える配偶者　三万円

ロ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の二に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

ハ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

十一　控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三百十七条の三の三第一項において同じ。）を有する所得割の納税義務者　各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第九項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

2　市町村は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十三万円を控除するものとする。

3　所得割の納税義務者が、第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

4　所得割の納税義務者の有する同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。）である場合には、当該特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円とする。

5　所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。）である場合には、当該老人扶養親族に係る第一項第十一号の金額は、四十五万円とする。

6　租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号及び第五号の三の規定は、適用しない。

7　第一項第一号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第五号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号の三の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第六号及び第四項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第一項第八号及び第三項の規定により控除すべき金額を寡婦（寡夫）控除額と、第一項第九号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第十号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第十号の二の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第十一号及び第五項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第二項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

8　第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。

一　新生命保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けた二に掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）の二に掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という

。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ハ　農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ニ　確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

二　旧生命保険契約等　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けたホに掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　前号イに掲げる契約

ロ　旧簡易生命保険契約

ハ　生命共済契約等

ニ　前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ　前号ニに掲げる規約又は契約

三　介護医療保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　前号ニに掲げる契約

ロ　疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四　新個人年金保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ　当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ　当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ　当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五　旧個人年金保険契約等　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲

げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六　損害保険契約等　次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害を填補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

9　第一項、第三項、第四項又は第五項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第四項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第四項の規定に該当する扶養親族、第五項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の親族（扶養親族を除く。）が同日前に既に死亡している場合には、その親族がその所得割の納税義務者の第二百九十二条第一項第十一号イ又は第十二号に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

１０　所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三百十四条の六の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。

１１　前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

１２　第一項及び第二項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

１３　前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定により控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

○所得税法

（不動産所得）

第二十六条　不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2　不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

（事業所得）

第二十七条　事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2　事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

（給与所得）
第二十八条　給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。
2　給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。
3　前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
一　前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合　当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額（当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円）
二　前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合　六十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額
三　前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合　百十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額
四　前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え八百五十万円以下である場合　百七十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額
五　前項に規定する収入金額が八百五十万円を超える場合　百九十五万円
4　その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。
（山林所得）
第三十二条　山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう。
2　山林をその取得の日以後五年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。
3　山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額を控除した金額とする。
4　前項に規定する山林所得の特別控除額は、五十万円（同項に規定する残額が五十万円に満たない場合には、当該残額）とする。

○介護保険法
（保険料の特別徴収）
第百三十五条　市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあっては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。
2　市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。次項において同じ。）は、前条第二項又は第三項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を、特別徴収の方法によって徴収することができる。
3　市町村は、前条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合において、当該通知に係る第一号被保険者について、翌年度の初日から九月三十日までの間において当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。
4　前項の支払回数割保険料額の見込額は、当該第一号被保険者につき、当該年度の保険料額を基礎

として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、当該年度の翌年度の初日（前条第五項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の六月一日とし、同条第六項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の八月一日とする。）から九月三十日までの間における当該老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

5　市町村は、第一項本文、第二項又は第三項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、第一項本文、第二項又は第三項に規定する第一号被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保険者（以下「特別徴収義務者」という。）に当該保険料を徴収させなければならない。

6　市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について前条第一項から第六項までの規定による通知に係る老齢等年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）が二以上ある場合においては、政令で定めるところにより一の特別徴収対象年金給付について保険料を徴収させるものとする。

〇新型インフルエンザ等対策特別措置法

附　則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2　前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

議案第６０号

茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

水道法施行規則の改正に鑑み、小規模水道の水質検査等の頻度を改める等のため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４条第１項

３　条例の概要

(1) 小規模水道の水質検査を毎年１回以上定期に行うものとすることとした。（第９条関係）

(2) 小規模貯水槽水道の水槽の清掃及び管理に係る検査を毎年１回以上定期に行うこととした。（第１４条関係）

(3) 規定を整備することとした。（第１条、第２条、第１２条、第１３条、第１５条から第１７条まで関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　　正　　　後	改　　　正　　　前
（目的） 第１条　この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) 小規模貯水槽水道　水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第３条第７項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽が設けられているものをいう。ただし、専ら１戸の住宅又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第２条第１項に規定する特定建築物に水を供給するものを除く。 (4) 略 (5) 略	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) 小規模受水槽水道　水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第３条第７項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽（以下「受水槽」という。）が設けられているものをいう。ただし、専ら１戸の住宅又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第２条第１項に規定する特定建築物に水を供給するものを除く。 (4) 略 (5) 略
（小規模水道の水質検査） 第９条　小規模水道の設置者は、その供給する水について、規則で定めるところにより、毎年１回以上定期に水質検査を行わなければならない。 ２ ～　略 ４	（小規模水道の水質検査） 第９条　小規模水道の設置者は、その供給する水について、１年以内ごとに１回、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。 ２ ～　略 ４
（小規模貯水槽水道の給水開始の届出） 第１２条　小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道による給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	（小規模受水槽水道の給水開始の届出） 第１２条　小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道による給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（小規模貯水槽水道に係る変更等の届出） 第１３条　小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	（小規模受水槽水道に係る変更等の届出） 第１３条　小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（小規模貯水槽水道の管理基準等）
第１４条　小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模貯水槽水道を管理しなければならない。
(1) 水槽の清掃を毎年１回以上定期に行うこと。
(2)
～　略
(4)
２　小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、毎年１回以上定期に、規則で定める事項について、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が８立方メートル以下の小規模貯水槽水道については、この限りでない。
３　小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定により検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して３年間、これを保存しなければならない。
（改善の命令等）
第１５条　略
２
～　略
４
５　市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第１項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、期限を定めて当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
６　市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第２項の規定による検査を受けないときは、当該設置者に対し、期限を定めて当該小規模貯水槽水道の管理に関し、市長の指定する者の検査を受けるべき旨を命ずることができる。
（給水停止命令）
第１６条　市長は、小規模水道又は小規模貯水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の設置者が前条第１項、第４項及び第５項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止するよう命ずることができる。
（報告の徴収及び立入検査）
第１７条　略
２　市長は、この条例の施行に必要な限度において、小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模

（小規模受水槽水道の管理基準等）
第１４条　小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。
(1) 水槽の清掃を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。
(2)
～　略
(4)
２　小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理に関し、１年以内ごとに１回、規則で定める事項について、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が８立方メートル以下であるときは、この限りでない。
３　小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定により検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して３年間、これを保存しなければならない。
（改善の命令等）
第１５条　略
２
～　略
４
５　市長は、小規模受水槽水道の管理が前条第１項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対し、期限を定めて当該小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
６　市長は、小規模受水槽水道の設置者が前条第２項の規定による検査を受けないときは、当該設置者に対し、期限を定めて当該小規模受水槽水道の管理に関し、市長の指定する者の検査を受けるべき旨を命ずることができる。
（給水停止命令）
第１６条　市長は、小規模水道又は小規模受水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の設置者が前条第１項、第４項及び第５項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止するよう命ずることができる。
（報告の徴収及び立入検査）
第１７条　略
２　市長は、この条例の施行に必要な限度において、小規模受水槽水道の設置者に対し、小規模

貯水槽水道の管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは小規模貯水槽水道の設置者の事務所に立ち入り、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。 3　略 4　略	受水槽水道の管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模受水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは小規模受水槽水道の設置者の事務所に立ち入り、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。 3　略 4　略

茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例参照条文

〇地方自治法

第十四条　普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮こ、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

〇水道法施行規則

（管理基準）

第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

二　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第五十六条　法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

議案第６１号

農業委員会委員の少なくとも４分の１を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることについて

１　農業委員の任命に係る遵守事項について

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第８条第１項の規定により、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する」こととされています。

また、農業委員の任命に当たっては、法第８条第５項本文の規定により、「認定農業者等」が委員の過半数を占めるようにしなければなりませんが、同項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第２条第１号及び第２号の規定により、認定農業者が少ない場合（当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に８を乗じて得た数を下回る場合をいう。）において、委員の過半数を「認定農業者等」又は「これらに準ずる者」とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合において、委員の少なくとも四分の一を「認定農業者等」又は「これらに準ずる者」とすることについて議会の同意得たときは、この限りではないとされています。

２　選考の状況について

令和２年２月１９日から同年３月１９日まで募集を行ったところ、定数１４名に対して同数の推薦又は応募の申し込みがあったため、茅ヶ崎市農業委員会委員選考委員会は開催せず、申込者全員を選考しました。

３　「認定農業者等」の状況について

令和２年５月時点における本市の状況は、次のとおりです。

農業委員会委員				市内の認定農業者総数	委員定数に８を乗じて得た数
定数（A）	候補者数（B）	候補者のうち認定農業者等の数（C）	候補者に占める認定農業者等の割合（C／A）		
１４名	１４名	６名	４２．８％	３８名	１１２名

上記のとおり、「認定農業者等」が委員の過半数を占めないため、法第８条第５項ただし書及び省令第２条第１号及び第２号の規定により、市議会の同意を求めるものです。

議案第６２号

「議案第６２号和解について」の経過報告

事故発生日時　　　令和元年９月９日　未明
事故発生場所　　　茅ヶ崎市共恵一丁目９番５号
事故当事者　　　　相手方　市内在住の男性
　　　　　　　　　当　方　茅ヶ崎市

経　過

令和元年９月９日　　相手方から事故発生の連絡を受け、現地確認を行う。
令和元年９月９日　　車両損傷事故発生を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に電話にて連絡する。
令和元年９月１０日　道路賠償責任保険事故報告書を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に提出。

和解内容

区　　分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		５１９，３１０円
（算出内訳）		（修理費） ５１９，３１０円
過失割合	１００％	０％
賠償額	５１９，３１０円	
（算出内訳）	（相手方の損害額） ５１９，３１０円×１００％ ＝５１９，３１０円	

議案第６３号

入 札 結 果 表

1 電子入札区分 電子入札
2 年度 令和元年度
3 入札執行部局名／入札執行所属名 財務部 契約検査課
4 入札方式 一般競争入札
5 落札者 ヤンテック株式会社
6 営業種目 電気
7 開札日 令和2年3月11日（水）
8 件名 （仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（電気設備）工事
9 履行箇所 茅ヶ崎市堤３７８６番他３４筆
10 履行期間（契約期間） 市議会議決の日から令和3年9月30日まで
11 予定価格（税抜） ¥147,760,000
予定価格（税込） ¥162,536,000
12 落札金額（税抜） ¥146,500,000
落札金額（税込） ¥161,150,000
13 調査基準価格（税抜） ¥134,461,600
調査基準価格（税込） ¥147,907,760
14 失格基準価格（税抜） ¥102,586,379
15 結果 落札

No.	参加事業者	第１回入札額	第２回入札額	第３回入札額	第４回入札額	摘要
1	ヤンテック株式会社	146,500,000	－	－	－	落札
2	株式会社弘電社	147,630,000	－	－	－	－
3	株式会社武藤電気商会	147,730,000	－	－	－	－
4	鈴木電業株式会社	148,000,000	－	－	－	－
5	有限会社三恵電設	149,120,000	－	－	－	－
6	株式会社小室栄電社	150,000,000	－	－	－	－
7	茅ヶ崎東光電気株式会社	150,000,000	－	－	－	－

調査基準価格
予定価格１５０，０００，０００円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当である」場合の基準となる価格（地方自治法施行令第１６７条の１０第１項）で、この価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行います。

失格基準価格（数値的基準）
低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格基準として設定します。

議案第６４号

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和元年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部　契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	株式会社根布工業
6	営業種目	管
7	開札日	令和02年3月11日(水)
8	件名	（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（機械設備）工事
9	履行箇所	茅ヶ崎市堤３７８６番他３４筆
10	履行期間（契約期間）	市議会議決の日から令和3年9月30日まで
11	予定価格（税抜）	¥213,010,000
	予定価格（税込）	¥234,311,000
12	落札金額（税抜）	¥178,494,000
	落札金額（税込）	¥196,343,400
13	調査基準価格（税抜）	¥193,839,100
	調査基準価格（税込）	¥213,223,010
14	失格基準価格（税抜）	¥148,772,568
15	結果	落札

No.	参加事業者	第１回入札額	第２回入札額	第３回入札額	第４回入札額	摘要
1	株式会社根布工業	178,494,000	－	－	－	落札
2	株式会社下田商会	186,410,000	－	－	－	－
3	ヤンテック株式会社	188,800,000	－	－	－	－
4	株式会社川合工業所	193,830,000	－	－	－	－
5	有限会社生井興業	196,990,000	－	－	－	－
6	株式会社勝栄工業	198,100,000	－	－	－	－
7	神奈川山菱設備株式会社	－	－	－	－	辞退
8	株式会社ありがとう	－	－	－	－	辞退

調査基準価格
　予定価格１５０，０００，０００円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当である」場合の基準となる価格（地方自治法施行令第１６７条の１０第１項）で、この価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行います。

失格基準価格（数値的基準）
　低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格基準として設定します。

公益財団法人　茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
令和元年度実施事業概要

公益目的事業１ 芸術文化の振興を目的とする事業

１　文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（１７事業実施）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施しました。

【主な事業】

■おでかけ公演（アウトリーチ公演）

市民文化会館改修工事中から積極的に展開している「おでかけ公演（アウトリーチ公演）」。市役所本庁舎1階の市民ふれあいプラザでの昼休みのコンサートでは、手続きに来て偶然知り足を止めた方、何度も足を運んでくれるリピーター、休憩中の市役所職員など多くの方にご覧いただきました。会場には小さなお子さんと保護者が一緒に座れるようマットを敷いたキッズコーナーを設置するなど、幅広い世代が気軽に楽しめるよう心配りし、親しみやすい市役所の雰囲気作りにも寄与しました。

2月に開催したコンサートは、「第九演奏会」にソリストとして度々出演いただいている竹村淳氏の出演ということもあり、地元のアーティストを応援する多くのファンも駆けつけ大盛況となりました。

「歌で彩る茅ヶ崎の午後」（竹村淳（バリトン）・鈴木美香（ピアノ））

■にぎわい創出・活性化事業

7月に七夕飾り、12月にはクリスマスツリーを館内や入口に複数設置し、季節感溢れる明るい雰囲気を演出し親子など多くの来館者に好評を得ました。色鮮やかな飾りの存在感のある高さ2.5mのツリーはご来館の方の心を惹きつけ、ツリーの前で笑顔で記念撮影する家族や子ども達の姿が多く見られ、会館での楽しいひととき、思い出づくりの場を多くの市民に提供することができました。また、新たに幼児用便座を設置したことで、会館が近隣保育園の散歩コースに入り、園児が七夕飾りやツリーを見に立ち寄る姿もあり、今まではあまり足を運ぶことのなかった新しい世代の来館のきっかけをつくることができました。

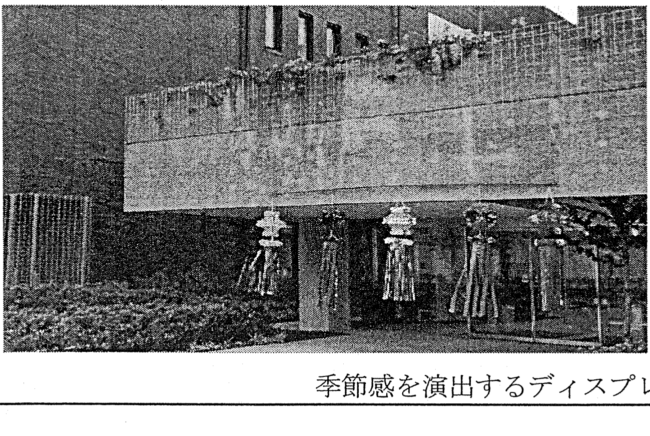
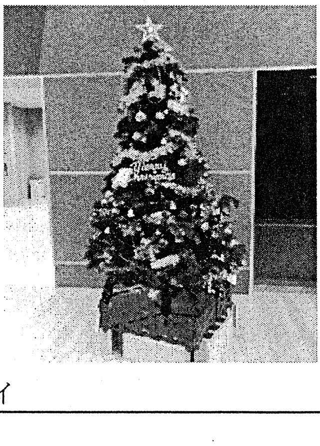

季節感を演出するディスプレイ

(2) 芸術文化鑑賞事業（２３事業実施）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供しました。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

市民文化会館利用状況（平成31年4月～令和2年3月）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
大ホール	293	216	73.7	235	143,415
小ホール	296	239	80.7	279	46,825
小計	589	455	77.2	514	190,240
展示室A	320	207	64.7	212	24,287
展示室B	320	208	65.0	213	24,463
展示室C	320	196	61.3	201	22,900
小計	960	611	63.6	626	71,650
第１会議室	327	210	64.2	249	6,426
第２会議室	323	177	54.8	194	5,996
第３会議室	327	236	72.2	273	5,019
第４会議室	326	210	64.4	239	5,540
第５会議室	323	115	35.6	122	2,427
大会議室	325	176	54.2	197	11,765
小計	1,951	1,124	57.6	1,274	37,173
練習室１	321	200	62.3	254	12,346
練習室２	323	274	84.8	379	11,054
練習室３	320	241	75.3	301	5,525
練習室４	313	191	61.0	219	5,464
練習室５	319	74	23.2	78	3,275
練習室６	320	108	33.8	115	3,777
小計	1,916	1,088	56.8	1,346	41,441
合計	5,416	3,278	60.5	3,760	340,504

・前年度比較（平成30年10月～平成31年3月）

	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
前年度合計	2,826	1,769	62.6	2,055	240,547
比較増減	2,590	1,509	△ 2.1	1,705	99,957

市民文化会館利用料金収入（平成31年4月～令和2年3月）　（単位：円）

	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
	73,405,600	9,950,120	7,404,250	14,033,660	4,295,070	85,690,060

・前年度比較（平成30年10月～平成31年3月）　（単位：円）

	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
前年度合計	54,631,430	8,949,070	5,485,480	7,665,590	321,660	65,438,950
比較増減	18,774,170	1,001,050	1,918,770	6,368,070	3,973,410	20,251,110

※ 市民文化会館は、耐震補強・改修工事に伴い平成29年3月から平成30年9月まで休館し、平成30年10月1日にリニューアルオープンしました。

2　美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業（８事業実施）・関連催事（２２事業実施）

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施しました。

【主な事業】

■リチャードゴーマン展　KEIJO　形情

春の企画展として開催した「リチャード・ゴーマン展 KEIJO　形情」は、開館以来初めて本格的な海外作家を取り上げた展覧会です。国際的にも活躍しているアイルランドを代表するアーティストを紹介しました。

今回展示した作品は、茅ヶ崎市美術館での展示に向けて制作され、越前和紙を用いた作品も紹介しました。「感情的な幾何学形」とも評されるゴーマン作品の展示は、現代アートに触れる良い機会となりました。

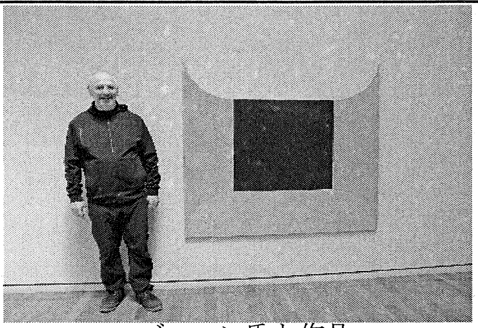

ゴーマン氏と作品

■美術館まで(から)つづく道

夏の企画展の「美術館まで(から)つづく道」は、(公財)かながわ国際交流財団の呼びかけにより茅ヶ崎市美術館を含む県内の美術館4館が参加したアートプロジェクト「Museum UnLearning Program for All(通称マルパ)」の成果を盛り込んだ展覧会です。

展覧会を構成する段階でインクルーシブデザイン(※)を導入し、障害者や小さな子どもとアーティストが一緒になってフィールドワークを行いながら展示を作り上げるユニークな試みに取り組みました。

障害の有無などを超えて個々の多様性を認め合い、その価値を捉えなおすという趣旨に沿った作品は、五感に訴える体験型のものもあり、世代を問わず観覧された方々から大変好評を得ました。また、この展覧会の内容が評価され、神奈川県が主催する「第12回神奈川県バリアフリー街づくり賞(ソフト部門)」を受賞しました。

※インクルーシブデザイン：高齢者、障害者、外国人など、多様な人々を新しい物事を作り出すプロセスの最初から巻き込むことで、従来の思い込みを打ち破り、新たな発想力を引き出す手段として近年注目されているデザイン手法。

観覧の様子

■江戸の遊び絵づくし展

秋の企画展「江戸の遊び絵づくし　ーみかけはこわいが遊びつくした楽しい浮世絵だ」は、当館が力を入れている版画作品の紹介に連なるもので、江戸時代に流行した遊び絵を取り上げました。

謎解きや隠し絵などを7つの章を設けながら解説する途中には、遊び絵を体験するコーナーも設けたところ、子供たちも気軽に楽しめることから大人気のコーナーとなりました。なお、会期初日には、外務大臣(当時)が来館され、ご自身のＳＮＳでもご紹介されたことから注目を集めました。

判じ絵の謎解きに挑戦！

(2) 講座・ワークショップ事業（１２事業実施）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供しました。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施しました。

【主な事業】

■和の文化倶楽部　茶室ではじめての茶道体験

6月に実施した「和の文化倶楽部　茶室ではじめての茶道体験」は、茶道の作法などに敷居の高さを感じている方を対象にした入門講座です。平日の開催でしたが、受講申込み初日に定員いっぱいとなりました。

今回は京都や茅ヶ崎で活動をされている裏千家の準教授を講師に迎え、2回にわたり茶道の歴史や基本的な所作などを丁寧にわかりやすく教えていただきました。

お抹茶のいただき方を学びます

■能楽　謡と仕舞の体験

9月の「能楽 謡と仕舞の体験」は美術館とのコラボレーション企画で、能楽の普及に尽力されている能楽師の山井綱雄氏にお願いして、美術館では実演を交えたレクチャーを、松籟庵では祝言謡いとして知られる「高砂」の謡と仕舞を学ぶワークショップを行いました。

鑑賞が主となる能を実際に体験できる、参加型事業の開催は、参加者からも好評をいただきました。伝統文化に触れる機会の場として、今後も様々な切り口で事業を展開してまいります。

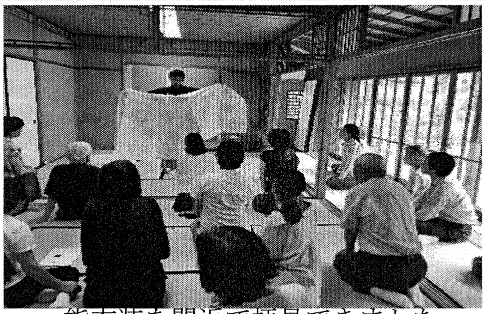

能衣装を間近で拝見できました

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

美術館施設利用状況（平成31年4月～令和2年3月　自主事業利用分を除く）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
展示室２	18	6	33.3	1	57
展示室３	6	0	0.0	0	0
アトリエ	214	78	36.4	105	2,097
合 計	238	84	35.3	106	2,154

・前年度比較

前年度合計	276	124	44.9	144	3,962
比較増減	△ 38	△ 40	△ 9.6	△ 38	△ 1,808

美術館利用料金等収入（平成31年4月～令和2年3月）　（単位：円）

内　容	基本料金A	減免額B	還付額C	合　計 A-B-C
観覧料	7,032,700	2,214,800		4,817,900
施設使用料	288,050	0	55,910	232,140
受講料	69,700			69,700
グッズ販売	24,300			24,300
販売手数料	66,466			66,466
民間助成金	500,000			500,000
受取負担金	190,000			190,000
合　計	8,171,216	2,214,800	55,910	5,900,506

・前年度比較　（単位：円）

前年度合計	31,643,956	5,029,020	4,440	26,610,496
比較増減	△ 23,472,740	△ 2,814,220	51,470	△ 20,709,990

松籟庵施設利用状況（平成31年4月～令和2年3月　自主事業利用分を除く）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
書　院	283	182	64.3	182	2,370
茶　室	283	43	15.2	43	1,252
合　計	566	225	39.8	225	3,622

・前年度比較

前年度合計	596	273	45.8	276	5,352
比較増減	△ 30	△ 48	△ 6.0	△ 51	△ 1,730

松籟庵利用料金等収入（平成31年4月～令和2年3月）　（単位：円）

内　容	基本料金A	減免額B	追加額C	還付額D	合計 A-B+C-D
施設使用料	2,463,430	72,680	23,340	386,990	2,027,100
受講料	122,300				122,300
合　計	2,585,730	72,680	23,340	386,990	2,149,400

・前年度比較　（単位：円）

前年度合計	3,003,360	195,320	26,700	44,200	2,790,540
比較増減	△ 417,630	△ 122,640	△ 3,360	342,790	△ 641,140

3　埋蔵文化財事業

公共の工事や開発事業による土木工事に伴う調査や学術調査のための埋蔵文化財発掘調査、出土品整理及び報告書作成等を実施しました。また、埋蔵文化財の啓発として遺跡調査発表展示会などを実施しました。

(1) 文化遺産啓発事業（３事業実施）

茅ヶ崎の歴史や埋蔵文化財に関する理解を深めるための講座や発表会などを実施しました。

(2) 埋蔵文化財調査研究事業（６事業実施）

これまで茅ヶ崎市内で実施した遺跡発掘調査の出土品や調査記録を整理したほか、市教育委員会による発掘調査の補助を行いました。

公益目的事業２　スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

１　スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業（３４事業実施）

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障害の有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供しました。

【主な事業】

■湘南ベルマーレフットサルイベントin茅ヶ崎（総合体育館）

「湘南ベルマーレフットサルイベント in 茅ヶ崎」は、毎年Fリーグ（日本フットサルリーグ）1部チームの湘南ベルマーレフットサルクラブを招いてエキシビションマッチを行い、トップレベルのプレー観戦の提供を行っています。例年試合後に選手との交流を兼ねた無料フットサル教室を行っておりましたが、本年は試合前の準備時間帯を利用したプレイベントとして、未就学児を対象に楽しく体を動かせる有料の運動教室を加えました。

プレイベントに参加した子どもたちがバラエティに富んだ運動メニューに興じたあと、エキシビションマッチでは立命館大学チームとのハイレベルな試合を200人を超える観客が観戦。申込制の無料フットサル教室では選手のサイン会も催され、1日がかりのフットサルイベントを通じて子どもから大人まで幅広く、スポーツ振興を図ることができました。

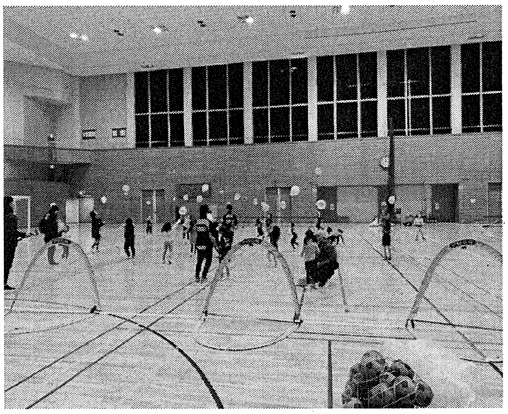

多彩な用具を使った練習メニュー

トップレベルの選手と一緒に練習

■プロ野球選手&野球キッズ交流会（茅ヶ崎公園野球場）

読売ジャイアンツの3選手（今村投手、高橋投手、横川投手）が冬季自主トレを茅ヶ崎公園野球場で行うこととなり、トレーニング期間終盤の土曜日に市内の子どもたちを集めた交流会イベント「プロ野球選手&野球キッズ交流会」を企画しました。

広い野球場を利用して多くの子どもたちを集めてのトーク会を予定していましたが、当日は悪天候のため会議室でサイン会のみを行いました。

直接選手とふれあう機会を提供

大雨でもたくさんの子どもたちが来場

■キッズラグビー無料体験教室（柳島しおさい公園）

令和元年度は、「キッズラグビー無料体験教室」を柳島しおさい公園で実施しました。

芝生面積が広く、ラグビーに相応しい開放感ある施設は、天候にも恵まれ参加した子どもたちの活気ある声に包まれました。

ラグビーワールドカップが日本で開催された影響もあり、例年よりも多い参加人数となり、競技、スポーツへの関心を高める機会の提供となりました。

One for All, All for Oneに触れる

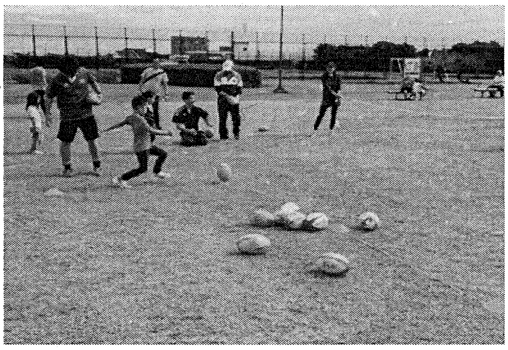

コンバージョンキックを体験

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

体育館利用状況

施設名	利用件数（件）	利用人数（人）	個人利用（人）	使用率（%）
総合体育館				
第一体育室	3,557	71,583	288	94.1
第二体育室	2,044	29,617	825	97.4
柔剣道場	1,712	17,122	518	84.2
弓道場	349	15,878	547	89.7
多目的室	1,147	8,171		90.3
ｵｰｹｽﾄﾗ練習室	1,173	15,638		92.5
会議室	595	12,696		37.1
ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室			34,308	
卓球練習場			9,802	
ｼﾞｮｷﾞﾝｸﾞｺｰｽ			126	
市体育館				
競技場	2,050	19,803	1,415	97.6
柔剣道場	971	11,077	326	80.9
多目的室	1,128	9,517	158	93.9
卓球練習場			8,232	
体育館合計	14,726	211,102	56,545	

・前年度比較

前年度合計	15,523	244,932	59,055	
比較増減	△ 797	△ 33,830	△ 2,510	

体育館利用料金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計　A-B-C
体育館				
総合体育館	27,095,300	3,283,300	662,810	23,149,190
貸出用具利用	85,500	—	—	85,500
市体育館	3,959,030	253,110	147,650	3,558,270
貸出用具利用	51,300	—	—	51,300
体育館合計	31,191,130	3,536,410	810,460	26,844,260

・前年度比較

前年度合計	30,937,320	2,783,310	69,190	28,084,820
比較増減	253,810	753,100	741,270	△ 1,240,560

体育施設利用状況

施設名	利用件数（件）	利用人数（人）	使用率（%）
茅ヶ崎公園			
野球場	394	15,293	62.9
庭球場	3,794	25,692	95.5
会議室	321	2,956	28.2
芹沢スポーツ広場			
蹴球兼野球場	288	7,818	41.2
庭球場	3,448	22,833	86.1
堤スポーツ広場			
多目的球技場	415	3,215	39.2
庭球場	3,432	18,101	86.6
柳島しおさい公園			
少年蹴球場	474	12,259	35.9
庭球場	4,364	24,127	77.7
体育施設合計	16,930	132,294	

・前年度比較

前年度合計	21,218	188,789	
比較増減	△ 4,288	△ 56,495	

体育施設利用料金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計　A-B-C
茅ヶ崎公園				
野球場	5,829,770	3,063,120	439,590	2,327,060
庭球場	5,470,920	486,080	603,610	4,381,230
会議室	446,660	165,800	8,960	271,900
貸出用具利用	0	—	—	0
芹沢スポーツ広場				
蹴球兼野球場	728,210	134,810	175,960	417,440
庭球場	4,889,670	65,600	662,970	4,161,100
堤スポーツ広場				
多目的球技場	1,232,710	0	123,460	1,109,250
庭球場	4,803,960	3,060	643,970	4,156,930
柳島しおさい公園				
少年蹴球場	1,588,930	388,630	99,710	1,100,590
庭球場	5,955,480	6,630	762,500	5,186,350
駐車場	2,477,900	—	—	2,477,900
貸出用具利用	7,400	—	—	7,400
体育施設合計	33,431,610	4,313,730	3,520,730	25,597,150

・前年度比較

前年度合計	35,619,760	2,942,730	3,117,550	29,559,480
比較増減	△ 2,188,150	1,371,000	403,180	△ 3,962,330

柳島しおさい公園利用状況

	利用人数（人）
公園利用	65,331
多目的広場	13,738
ミニバスケットコート	8,592
合計	87,661

・前年度比較

前年度合計	79,389
比較増減	8,272

収益目的事業１　物品販売事業

主に総合体育館利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図りました。

物品販売事業収入（平成31年4月～令和2年3月）（単位：円）

施設名	タオル	卓球ボール	シャトル	テニスボール	合計
総合体育館	72,600	23,300	5,580	—	101,480
市体育館	9,300	10,100	1,800	—	21,200
茅ヶ崎公園	21,000	—	—	—	21,000
芹沢スポーツ広場	11,700	—	—	—	11,700
堤スポーツ広場	3,300	—	—	—	3,300
柳島しおさい公園	1,200	—	—	1,600	2,800
合計	119,100	33,400	7,380	1,600	161,480

・前年度比較

前年度合計	141,900	28,300	7,200	800	178,200
比較増減	△ 22,800	5,100	180	800	△ 16,720

収益目的事業２　公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図りました。

公益目的外施設貸与事業収入（平成31年4月～令和2年3月）（単位：円）

施設名	現金　A	振込　B	還付　C	合計　A+B-C
茅ヶ崎市民文化会館	7,663,440	10,939,990	1,012,610	17,590,820

・前年度比較(平成30年4月～平成31年3月）（単位：円）

前年度合計	4,206,240	8,426,600	177,790	12,455,050
比較増減	3,457,200	2,513,390	834,820	5,135,770

※ 市民文化会館は、耐震補強・改修工事に伴い平成29年3月から平成30年9月まで休館し、平成30年10月１日にリニューアルオープンしました。

公益財団法人　茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
令和２年度事業計画概要

公益目的事業１　芸術文化の振興を目的とする事業

１　文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（１０事業実施予定）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施します。

【主な事業】

■おでかけ公演（アウトリーチ公演）

平成29・30年度の市民文化会館改修工事中から積極的に展開している、おでかけ公演（アウトリーチ公演）を、しろやまフェスタ（浜見平）、県立茅ケ崎里山公園（芹沢）、市役所本庁舎１階市民ふれあいプラザほかにて開催します。

様々な理由で文化会館へ足を運ぶことが難しい方々や、生の芸術に触れる機会の少ない方々が、身近な場所で気軽に本物の文化芸術に触れられる機会を提供します。

おでかけ公演も市民の皆様に認知が広がり、リピーターも増えています。おでかけ公演により市民の元気や活力の創出、市内各地域の活性化に貢献しながら、市民文化会館をPRしホール公演への集客、さらには次期指定管理者選定に向けて財団のイメージアップへもつなげます。

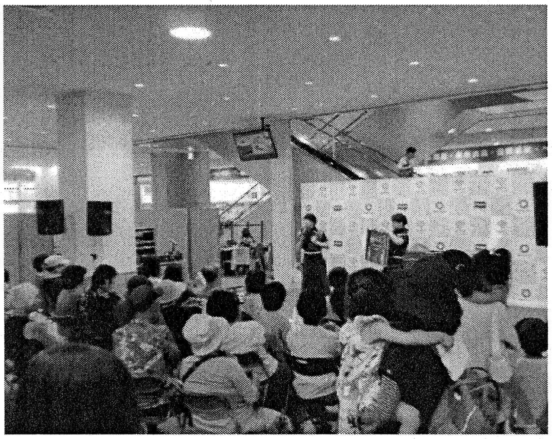

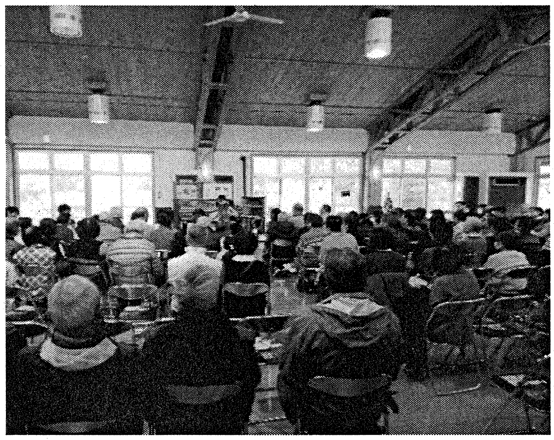

(2) 芸術文化鑑賞事業（１９事業実施予定）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供します。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出し及び管理運営業務を実施します。

2　美術館・松籟庵事業

（1）美術館展覧会事業（１０事業実施予定）・関連催事（４事業実施予定）

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施します。

【主な事業】

■　展覧会事業

令和2年度は企画展、共催展、収蔵作品展について合計10本の展覧会を実施します。企画展は4本を開催しますが、9月からは茅ヶ崎市とホノルル市・郡との姉妹都市締結5周年を記念して、ヴィンテージアロハシャツを紹介します。アロハシャツの誕生は、ハワイに移住した日系移民とかかわりがあると言われています。今回は、ヴィンテージシャツの世界的なコレクターの協力を得て、貴重な収集資料を展示するとともに、移民の歴史やハワイの文化についても取り上げます。

また、11月に開催する共催展「触れる音のために」展（仮称）は、神奈川県福祉子どもみらい局共生社会推進課からの打診を受け、同課が実施する「2020年度ともいきアートサポート事業」の共催者として、県立茅ケ崎養護学校とともに、障害の有無にとらわれない様々な表現活動が交錯する場を創りあげるプロジェクトです。

ヴィンテージアロハシャツ「江戸」
1940年代　所蔵・東洋エンタープライズ株式会社

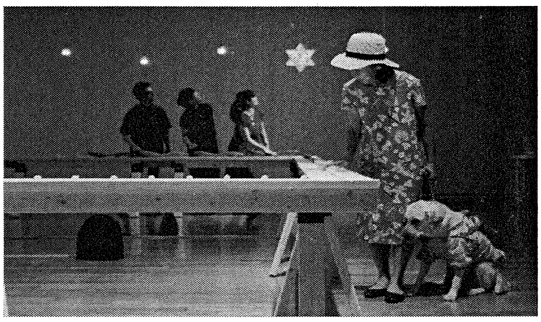

「触れる音のために」展（仮）出展予定作品
≪みおつくし≫　写真：香川賢志

（2）講座・ワークショップ事業（８事業実施予定）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供します。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施します。

【主な事業】

■おやこ茶道教室 和の文化倶楽部

「和の文化倶楽部」は、日本のさまざま伝統文化を紹介する講座・ワークショップです。

令和2年度は、茶道について、より気軽に親しんでいただくため、禅から茶道を学ぶ講座など、様々な切り口からその魅力を紹介していきます。

（参考）講座「茶室ではじめての茶道体験」
（令和元年度開催）

（3）美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

公益目的事業２　スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

１　スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業（３１事業実施予定）

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障害の有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供します。

【主な事業】

■キッズラグビー無料体験教室(柳島しおさい公園)

ラグビーワールドカップ2019日本大会において、日本代表が躍進を遂げるとともに、日本中でラグビーへの関心が高まりを見せました。
毎年茅ヶ崎市ラグビー協会の協力のもと行っている本事業は、令和元年度から柳島しおさい公園で実施していますが、ラグビーブームにも乗り賑わいを見せました。
広大な芝生のある公園施設を利用して、開放的でのびのび動きながら気軽にラグビーに親しめるとともに、ラグビー協会主催スクール生と一緒に体験することでラグビーの一番の魅力であるチームプレーに触れることができます。

■かけっこフェスティバル(総合体育館)

足が速くなるためのポイントを詰め込んだ各種ブース（かけっこ測定、かけっこ練習など）を用意し、小学生が1日で走り方のコツをつかみ、やる気につなげる事業です。
「かけっこを科学の力で速くする」をコンセプトに、特殊な機器を使って個々の走り方のくせやバランスなどを分析し、実際に練習で改善を図る手法で実施します。令和元年度は、かけっこ教室の派生から1回の実施でしたが、令和2年度は回数を1回多くし、年2回実施します。

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

収益目的事業１　物品販売事業

主に総合体育館利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図ります。

収益目的事業２　公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施します。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図ります。

※　本計画は、令和2年3月に開催された茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団理事会及び評議員会で承認されたものであり、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、内容が変更となる場合があります。